

神奈川県文化財防災対策マニュアル

平成 30 年 4 月

神奈川県教育委員会

目 次

はじめに	1
1 日頃の取組み	
(1) 建造物（民俗芸能に用いる舞台等の建造物としての要素を持つ有形民俗文化財も含む）	2
ア 日常管理と修理	
イ 点検（見回り）と清掃	
ウ 防火対策	
エ 地震対策	
オ 風水害対策	
(2) 美術工芸品及び有形民俗文化財	5
ア 文化財の記録	
イ 保管場所の点検、清掃	
ウ 防火対策	
エ 地震対策	
オ 水害対策	
(3) 無形民俗文化財	6
ア 情報の共有	
イ 文化財の記録	
2 発災時の対応	
(1) 安全確保	8
(2) 被災状況の把握	8
(3) 被災文化財の保全	8
ア 建造物の場合（民俗芸能に用いる舞台等の建造物としての要素を持つ有形民俗文化財も含む）	
イ 美術工芸品及び有形民俗文化財の場合	
ウ 無形民俗文化財の場合	
(4) 地元市町村（文化財担当）への連絡等	10
3 復旧に向けて	
(1) 復旧計画の策定・実施	12
(2) 補助金の活用	12
日頃の取組み 自主点検リスト	13
参考・引用文献	14
届出書・様式集	15
・ 神奈川県指定文化財の滅失、毀損、亡失、盗難の届出	16
・ 神奈川県指定文化財の修理の届出	17
・ 神奈川県指定文化財の保存に影響を及ぼす行為及び修理の終了の届出	18
・ 国指定重要文化財の滅失、毀損、亡失、盗難の届出	19
・ 国指定重要文化財の修理の届出	20
・ 国登録有形文化財（建造物）の滅失、毀損、亡失、盗難の届出	21
・ 文化財被災状況記録票（建造物）	22
・ 文化財被災状況記録票（美術工芸品及び有形民俗文化財）	23
・ 記載例 文化財被災状況記録票（建造物）	24
・ 記載例 文化財被災状況記録票（美術工芸品及び有形民俗文化財）	25

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において数多くの文化財が被災したことを受けて、神奈川県と県内市町村で組織する文化財担当者会議の分科会として「県・市町村文化財大規模災害対策検討分科会」が設置されました。

「県・市町村文化財大規模災害対策検討分科会」は、大規模災害（地震、津波、豪雨、暴風、火山噴火等異常な自然現象による大規模な災害）への事前の備えや、被災後の復旧について検討しています。

この「神奈川県文化財防災対策マニュアル」は、「県・市町村文化財大規模災害対策検討分科会」で協議し作成したもので、大規模災害に対する備えや対応について、主に有形文化財の所有者等及び無形民俗文化財の関係者の方々に、最低限知っていただきたいことを記載しています。

文化財は地域の歴史や伝統を色濃く反映し、また、地域の人々の心の支えと連帯の象徴となっているものも数多く存在します。これらは先人の努力によって受け継がれてきたものであり、よりよく後世に継承していくことが、現代に生きる私たちの役割といえます。

この「神奈川県文化財防災対策マニュアル」を利用して、大切な文化財に対する防災対策を進めていただくようお願いします。

※ 令和 4 年 3 月、一部改訂

(参考) 文化財防災マップについて

「県・市町村文化財大規模災害対策検討分科会」では、平成 24 年 8 月、インターネットを通じて神奈川県内の地図情報を発信している「e-かなマップ」を活用して、「文化財防災マップ」を作成し、公表しました。

この「文化財防災マップ」は、震度や津波等の災害時の被害状況の分布を示した地図に、国及び県指定文化財の位置や内容等を重ねることができます。

このマニュアルと合わせて、活用してください。

検索 ⇒ 文化財防災マップ (e-かなマップ)

文化財防災マップの掲載場所

神奈川県ホームページ→神奈川県のデータ「地図情報 (e-かなマップ)」→e-かなマップトップページ→文化→e-かなマップの利用規約に同意→文化財防災マップ

<http://www2.wagmap.jp/pref-kanagawa/PositionSelect?mid=23>

1 日頃の取組み

所有する文化財の置かれている環境や、「文化財防災マップ」及び市町村が配布している防災マップ等を活用し、被災する可能性が高い災害について確認し、必要に応じた備えをしてください。

(1) 建造物（民俗芸能に用いる舞台等の建造物としての要素を持つ有形民俗文化財も含む）

ア 日常管理と修理

建造物の破損は日常的な注意によってかなり防ぐことができます。避けがたい災害もありますが、長い歴史を持つ建造物の多くは、先人達の様々な工夫によって、数々の災害に耐えてきた建物です。周辺環境の悪化や部材の朽損・弛緩の見過ごし等は、その建造物が本来保持してきた強さを失わせ、災害への抵抗力を大幅に下落させる原因になります。建造物に傷みが表れた時は、地元市町村（文化財担当）へ連絡をし、必要な処置や手続きについて助言を受けてください。

イ 点検（見回り）と清掃

日常管理の第一歩は点検（見回り）です。定期的な点検により建造物の現況を把握し、建物に悪影響を与える原因をいち早く突き止め、その除去をすることが重要です。また、建造物を常に清潔に保つため、日々の清掃を行ってください。

ウ 防火対策

国指定重要文化財又は県若しくは市町村の条例により文化財に指定された建造物は、消火器及び簡易消火用具（例：水バケツ）、自動火災報知設備等の設置が義務づけられています。

消防関係法令の設置義務を満たすと共に、建造物ごとの特性や管理体制に応じた設備の設置を心掛けてください。

○ 防火機器等の例

・ 自動火災報知設備

火災発生を報知する設備で、煙や熱を感知器が自動的に感知して、非常ベル等が鳴ります。

・ 消火器

取扱いが比較的容易で、初期消火に効果を発揮するものです。容器の中に粉末系、水系あるいはガス系の薬剤が充填されており、レバーやハンドルを操作することによって薬剤が噴出し、消火する仕組みになっています。

- ・ 消火栓

消火に必要な水を供給するために設置するもので、消火器による消火が可能な範囲を超えた場合等に用います。

建物の廊下等に設ける屋内消火栓と、建物の周囲に設置して外部より放水する屋外消火栓があります。

- ・ 放水銃

屋外消火栓に銃型の筒先を取り付けたもので、自動首振り等、操作が簡略化されたものが普及しており、よりの確な放水が可能となっています。

- ・ ドレンチャー

建物周辺に設置し、水を吹き上げて水幕を作り、外部からのもらい火による延焼を防ぐ設備です。



屋内消火栓と自動火災報知設備
(神奈川県庁本庁舎)



屋外の自動火災報知設備
(三溪園 (横浜市))



消火器
(三溪園 (横浜市))



天井の自動火災報知設備
(川崎市立日本家園)



屋外消火栓
(川崎市立日本家園)



放水銃
(川崎市立日本家園)

エ 地震対策

神奈川県が平成25年度から26年度にかけて実施した「神奈川県地震被害想定調査」では、最大の大正型関東地震（大正12年に発生した関東大震災を再現した地震）が発生した場合、死者数3万人超、家屋の全壊・焼失棟数56万棟超という被害想定結果が出ました。

大正型関東地震が発生すると、一部の地域を除くほぼ県全域で震度6強以上、特に川崎市、横浜市から湘南地域、県央地域、県西地域にかけては、震度7の揺れが想定されます。

平成23年3月に発生した東日本大震災や28年4月に発生した熊本地震においても、人的被害はもとより、数多くの文化財が被災しました。

地震対策として、重要なのは耐震対策です。文化庁は、文化財建造物の耐震診断として「重要文化財（建造物）耐震診断指針」を作成し、その中で「耐震予備診断」、「耐震基礎診断」、「耐震専門診断」の3段階の耐震診断を示しています。

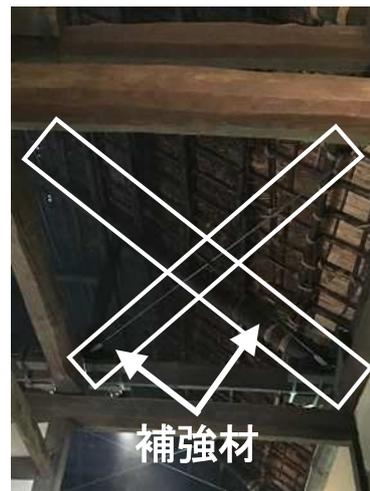
必要とされる耐震性能は、それぞれの建造物の文化財的価値や活用状況によって異なります。「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に示されている耐震診断を実施し、必要に応じて専門家の指導や地元市町村（文化財担当）との協議の上、耐震性の向上を図るよう努めてください。

検索 ⇒重要文化財（建造物）耐震診断指針 文化庁

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/taishin_shishin.html



古材の柱を両側から支えて、
応急補強をしている様子
（国指定重要文化財 旧太田
家住宅（川崎市立日本民家
園））



天井を補強している様子
（県指定重要文化財 旧鈴木
家住宅（川崎市立日本民家
園））

オ 風水害対策

日頃から、雨水を円滑に排水できるよう、雨樋や排水溝の清掃をしてください。

大雨や強風による被害は、事前対策によって被害を抑えることが一定程度可能です。気象情報をしっかり収集し、過去の災害経験や日頃の点検によって把握している影響を受けそうな箇所について、補強等の対策を講じることが重要です。また、屋根や壁面から浸水の可能性がある場合は、ブルーシートで覆う等の措置を講じてください。



きれいに掃除された排水路
(川崎市立日本民家園)

(2) 美術工芸品及び有形民俗文化財

ア 文化財の記録

写真、特徴及び寸法等の記録を作成し、文化財が被災した場合、元の形に復元できるよう備えてください。

イ 保管場所の点検、清掃

適切な環境や安全性が確保された場所に保管してください。保管環境は、保管施設内の温度、湿度及び換気に十分配慮することが必要です。

なお、清掃にあたっては、文化財を直接過度に清掃することは控えて、保管施設の内部や、その周辺の整理整頓を心掛けてください。

ウ 防火対策

建造物の防火対策に準じて、保管・展示施設の防火設備（自動火災報知設備、消火器等）を整備することが望まれます。

また、文化財周辺での火気の使用は原則禁止とし、やむを得ず火気を使用する場合は、常時火気を監視できる体制を整え、文化財や周辺の物品等に燃え移らないよう火気との距離を十分にとる等の対応が必要です。

エ 地震対策

美術工芸品や有形民俗文化財については、当該文化財が転倒、落下することがないように対策に努めてください。展示をしている場合には、テグスをかけて台座に固定し転倒を防ぐ方法や、免震構造を備えた展示ケースに入れる方法等があります。

また、保管にあたっては、木製等の保存箱に収納するよう努めてください。特に破損しやすい陶磁器やガラス製品については、緩衝材で包んだ上で保存箱に収納することが望まれます。



免震台に設置した木彫像

〔 作品名：平櫛田中《五浦釣人像》
提供：国立大学法人茨城大学五浦美術文化研究所 〕

オ 水害対策

浸水に備え、美術工芸品や有形民俗文化財を床に直接置く又は床近くに保管することは避け、水害を受けやすいと想定される場所においては、高い場所で保管する等の対応をしてください。地下を保管場所としている場合は特に注意が必要です。

(3) 無形民俗文化財

ア 情報の共有

無形民俗文化財は基本的に人が担うものですが、人が無事であれば被災がないというものではありません。また、形のある文化財とは違い、当事者ではない者が一つの無形民俗文化財の全体像を把握するのは非常に難しいという特徴があります。

日頃から、担い手や関係者との間で、人、道具及び演じる場所の所在情報を共有し、災害が発生した後、被災・復興の状況を把握できるようにしておくことが重要です。

イ 文化財の記録

道具の写真、特徴、寸法及び素材等の記録を作成し、被災した場合、修理・復元ができるよう備えてください。また、催しや準備の様子を写真や動画等の映像に記録しておくこと、継承や復興に活用ができます。

(参考) 防火対策の事例

伊勢原市に所在する宝城坊では、令和2年度、国重要文化財に指定された本堂や、所蔵する多数の文化財を火災から守るため、防災施設整備事業を実施しました。近年行われた中でも、県内では最も本格的な防災施設整備の事例となります。

(消火設備工事)

貯水槽増設、消火ポンプ更新、放水銃設置、消火栓設置 ほか

(警報設備工事)

火災受信機、被雷ユニット、火災通報装置、感知器設置 ほか

(防犯設備工事)

ハウジング型（保護カバー付き）カメラ、デイナイト（昼夜撮影可能）カプセルカメラ、デジタルレコーダー、ディスプレイ、IPコントローラ（受信・通報機等）、サイレン、センサー、人感ライト設置 ほか



消火ポンプ更新



本堂への放水試験の様子



感知器・デイナイトカプセルカメラ・
センサー設置（本堂内）



放水銃・消火栓・炎感知器・ハウジング型カメラ
・センサー・人感ライト設置（本堂裏）

2 発災時の対応

(1) 安全確保

人命を最優先に行動してください。見学者等がいる場合は、安全な避難場所へ誘導してください。

(2) 被災状況の把握

安全が確認できた後、文化財の被災状況を確認し、被災している場合は地元市町村（文化財担当）に連絡をすると共に、被災箇所の写真を撮影する等して状況を記録してください。また、被災内容（地震による建物損壊、大雨による浸水等）や被災の程度（滅失、重度、軽微等）等についても可能な限り詳細な記録*を作成してください。

※ 建造物、美術工芸品及び有形民俗文化財については、22～23頁に添付している「文化財被災状況記録票」を参考に被災状況を記録してください。無形民俗文化財の道具が被災した場合は、美術工芸品及び有形民俗文化財の記録票に準じた項目を記録してください。

文化財の被災状況の記録は、地元市町村（文化財担当）に相談の上、必要に応じて提出をしてください。



平成 19 年能登半島地震で大きく破損
〔 国登録有形文化財 總持寺祖院白山殿
（石川県） 〕



平成 23 年東日本大震災で大きく破損
〔 獅子頭（宮城県）
提供：東京文化財研究所 〕

(3) 被災文化財の保全

ア 建造物の場合（民俗芸能に用いる舞台等の建造物としての要素を持つ有形民俗文化財も含む）

文化財建造物が損壊した場合は、安全の確認ができた後、ブルーシートで覆う等の保存措置を講じるとともに、破損、焼損等した部材が散逸しないよう措置を講じてください。

(参考) 地震被災後の建築物の調査

地震被災後の建築物の調査には3種類あります。

- ① 被災建築物応急危険度判定（地震直後、二次災害防止のため、被害を受けた市町村が応急危険度判定士を派遣して実施）
- ② 被災度区分判定（地震後、被災度の調査及び復旧の要否を判定するため、建物の所有者等から依頼を受けた建築の専門家が実施）
- ③ 被災証明（地震後、住家等の財産的被害程度の認定のため、被災者から申請を受けた市町村が現地調査を行い、被害程度を証明するもの）

過去の震災において、被災建築物応急危険度判定により、「要注意」あるいは「危険」と判断され、復旧可能な文化財であっても、即座に取り壊しに至ってしまった例がありました。「被災建築物応急危険度判定」は、余震等による二次被害を防止するために危険性を判定するものであり、「危険」や「要注意」と判定されても、一律かつ即座に取り壊しを求めるものではありません。



赤 危険判定
黄色 要注意判定
緑 被災度小判定
(出典：全国被災建築物応急危険度判定協議会)

貴重な文化財が、復旧の可能性について検討を経ることなく、取り壊されることがないように、市町村の建築部局、文化財部局及び建築物の所有者等で情報の共有をしてください。

イ 美術工芸品及び有形民俗文化財の場合

- 転倒、落下等によって損傷した場合
環境が安定しているならそのままにし、そうでなければ、安全で環境が安定的に制御できる場所に移動させてください。
破片等を慎重に漏れなく集めて、袋や箱等の容器に個別別に収納して保管するとともに、破損した文化財が入っていることを明記してください。
- 火によって損傷した場合
素材がもろくなっている場合が多いので、原則、手を触れず、煤や汚れを清掃することもなるべく避けてください。取扱いについて速やかに専門家の助言を求める必要がありますので、無理に修復をしようとせず、現状の保全を可能な限り図ってください。
- 水によって損傷した場合
泥や汚水にまみれてしまっても廃棄せず、保管対象としてください。これまでの水害の救出作業の結果救われた品々は、紙製品であってもほとんど蘇っています。
水を含んで重量が増加し構造的に弱くなっているため、注意しながら取扱いに便利な場所に移動してください。材質や損傷具合によって、扱いが様でないため、速やかに専門家の助言を求める必要があります。無理に洗浄をしようとせず、現状の保全を可能な限り図ってください。



平成 23 年東日本大震災で被災
一時保管された懸仏（宮城県）
提供：東京文化財研究所



平成 23 年東日本大震災の津波で被災
津波で被災し、袋詰めされた古文書（岩手県）
提供：東京文化財研究所

ウ 無形民俗文化財の場合

道具が被災した場合は、美術工芸品及び有形民俗文化財に準じた対応とすることができですが、無形民俗文化財は人、道具及び演じる場所の他、地域のコミュニティや観客等の要素が混じりあって成り立っていることから、形のある文化財と比べると被災状況の把握に時間がかかることや、また、催しをしようとした時になって問題が判明することが想定されます。

そういった状況の中であっても、長期的に被災状況を整理し、復興のための対応策を関係者や地元市町村（文化財担当）と相談をしてください。

(4) 地元市町村（文化財担当）への連絡等

指定等文化財が被災した場合、地元市町村（文化財担当）へ連絡し、分かる範囲で被災状況を報告してください。その後、市町村の指導に従って文化財保護法や神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則で定められている「滅失等届」等を提出してください。文化財の被災状況を記録している場合は、「滅失等届」と併せて提出してください。

【連絡先について】

地元市町村（文化財担当）の連絡先は、県教育委員会が文化財所有者等に年 1 回送付している「大規模災害発生時の行動について」から、転記してください。

連絡先の市町村	担当課等	電話番号

地元市町村（文化財担当）に電話がつかない場合は、県教育委員会に連絡をしてください。

県教育委員会の担当課	電話番号
文化遺産課	045-210-8359

市町村文化財所管課及び県教育委員会に電話がつかない場合は、「独立行政法人 国立文化財機構 文化財防災センター」に連絡の上、被災状況について報告してください。（報告した情報は県教育委員会に共有され、別途、県教育委員会又は市町村文化財所管課から文化財所有者宛てに連絡を行い、対応等について指導・助言を行います。）

連絡先	電話番号・メールアドレス
独立行政法人 国立文化財機構 文化財防災センター	0742-31-9056 info_bosai@nich.go.jp

【届出に係る提出期限及び様式】

届出はいずれも、地元市町村（文化財担当）を通じて提出してください。

	滅失、毀損、亡失、盗難の届出	修理の届出
神奈川県指定文化財	すみやかに滅失等届（16頁）を提出してください。	あらかじめ、修理届（17頁）を提出してください。
国指定重要文化財	事実を知った日から10日以内に重要文化財の滅失等届出（19頁）を提出してください。	修理の30日前までに重要文化財の修理の届出（20頁）を提出してください。
国登録有形文化財	事実を知った日から10日以内に登録有形文化財の滅失、毀損等届出（21頁）を提出してください。	非常災害後に復旧工事として行うものは、届出の必要ありません。

（参考）ご家庭で災害に備えて事前に準備しておきたい物品

自宅が被災した場合に避難生活を送ることを想定し、非常時に持ち出すべき物品をあらかじめバッグに詰めておき、いつでもすぐに持ち出せるようにしておくことが推奨されています。次の物品はその一例です。

【非常用持ち出しバッグの内容の例（人数分用意しましょう）】

- | | | |
|-------------|----------------------|---------------------|
| ・飲料水 | ・食料品（カップめん等） | ・貴重品（預金通帳、印鑑、現金等） |
| ・救急用品（包帯等） | ・ ヘルメット、防災ずきん | ・ マスク |
| ・ 軍手 | ・ 懐中電灯 | ・衣類 |
| ・下着 | ・ 毛布、タオル | ・ 携帯ラジオ、予備電池 |
| ・携帯電話の充電器 | ・使い捨てカイロ | ・ウェットティッシュ |
| ・洗面用具 | ・携帯トイレ | |

太字で下線が引かれている物は、文化財が被災した際にも、状況の把握等を行うに当たり、活用することができます（これらの他、**ブルーシート、土のう袋、ビニール袋**等も被災した文化財の保全に活用することができます。）

いざという時のために、非常用に持ち出す物の準備をしておきましょう。

検索 ⇒ 災害に対するご家庭での備え～これだけは準備しておこう！～
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/bousai/sonae.html>

3 復旧に向けて

(1) 復旧計画の策定・実施

地元市町村(文化財担当)や県教育委員会等の指導・助言を受けて、被災した文化財復旧のための計画を策定・実施してください。

(2) 補助金の活用

被災した指定等文化財の復旧等にあたっては、神奈川県文化財保護条例等の規定に基づき、補助金の交付申請ができます。

御希望される場合は、地元市町村(文化財担当)に御相談ください。

【指定文化財保存修理等補助金】

対象事業	国・県指定文化財等に係る事業 ① 有形文化財の管理、修理、 防災 又は公開の事業 ② 無形文化財の記録の作成、伝承者の養成、保存又は公開の事業 ③ 有形民俗文化財の管理、 修理 、 防災 又は公開の事業 ④ 無形民俗文化財の記録の作成、伝承者の養成、保存又は公開の事業 ⑤ 史跡、名勝、天然記念物の管理、 修理 の事業
申請者	国・県指定文化財の所有者又は管理者 無形民俗文化財の保護団体
募集時期	事業を実施する日の属する年度の前年度6月頃、市町村文化財行政主管課を通じて募集します。ただし、緊急対応が必要な場合は別途、御相談ください。
補助率	補助対象経費の1/3以内 ・ 国指定重要文化財においては、国庫補助対象経費から国庫補助額を控除した額の1/3以内 ・ 県指定文化財等に係る事業においては、申請者の財政規模や補助対象経費に応じて、補助率の加算を行うことがあります。

※最新の補助要項等は、県HPに掲載しております。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ar3/cnt/f531464/>

日頃の取組み 自主点検リスト

- このリストは、「神奈川県文化財防災対策マニュアル」に記載された「日頃の取組み」について、取組みができていないかを自主点検いただくためのリストです。
- すでに取組みができていない項目については、チェック欄に✓をつけ、できていない項目があれば、計画的に対策に取り組んでいただくようお願いします。

建造物の防災対策

項目	取り組むべき事項	チェック欄
①被災する可能性が高い災害の把握	▶「文化財防災マップ」や市町村が配布している防災マップ等により、被災する可能性が高い災害を確認する。	<input type="checkbox"/>
②日常管理	▶傷みが表れた時は、必要な処置をする。また、定期的に点検と清掃をする。	<input type="checkbox"/>
③防火対策	▶必要な防火機器（自動火災報知設備、消火器等）を整備し、操作手順の確認を定期的に行う。	<input type="checkbox"/>
④地震対策	▶「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に示されている耐震診断を実施する。	<input type="checkbox"/>
⑤風水害対策	▶日頃から、雨水を円滑に排水できるよう雨樋や排水溝の清掃をする。	<input type="checkbox"/>

美術工芸品及び有形民俗文化財の防災対策

項目	取り組むべき事項	チェック欄
①被災する可能性が高い災害の把握	▶「文化財防災マップ」や市町村が配布している防災マップ等により、被災する可能性が高い災害を確認する。	<input type="checkbox"/>
②日常管理	▶写真、特徴及び寸法等の記録をする。	<input type="checkbox"/>
	▶適切な環境や安全性が確保された場所に保管する。	<input type="checkbox"/>
③防火対策	▶建造物の防火対策に準じて、保管・展示施設の防火設備（自動火災報知設備、消火器等）を整備する。	<input type="checkbox"/>
④地震対策	▶展示品は、テグスをかけて台座に固定したり、免震構造を備えた展示ケースに入れる等、転倒・落下防止措置をする。	<input type="checkbox"/>
	▶保管しているもので、破損しやすいものは、緩衝材で包む等の措置をする。	<input type="checkbox"/>
⑤水害対策	▶床に直接置く又は床近くに保管することは避け、水害を受けやすいと想定される場所においては、高い場所で保管する等の対応をする。	<input type="checkbox"/>

無形民俗文化財の防災対策

項目	取り組むべき事項	チェック欄
①被災する可能性が高い災害の把握	▶「文化財防災マップ」や市町村が配布している防災マップ等により、被災する可能性が高い災害を確認する。	<input type="checkbox"/>
②情報の共有	▶日頃から、担い手や関係者との間で、人、道具、演じる場所の所在情報を共有する。	<input type="checkbox"/>
③文化財の記録	▶道具の写真、特徴、寸法及び素材等を記録する。	<input type="checkbox"/>
	▶催しや準備の様子を写真や動画等の映像に記録する。	<input type="checkbox"/>

文化庁作成「文化財のチェックリスト」について

文化庁においても、文化財の防火・防犯対策について所有者が状況を的確に把握するためのチェックリストを作成し、ホームページで公開しています。

国指定の文化財だけでなく、県指定文化財や指定等が行われていない文化財にも適用できます。是非、御活用ください。

検索 ⇒文化財のチェックリスト

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/check_list.html

参考・引用文献

- ・ 愛知県教育委員会文化財課『文化財の防災の手引き』（平成 11 年 3 月）
- ・ 岡山県教育庁文化財課『文化財所有者のための防災対策マニュアル』（平成 25 年 3 月）
- ・ 京都府・京都市『文化財所有者のための防災対策マニュアル [地震対策編・風水害対策編]』（平成 23 年 3 月）
- ・ 京都府・京都市『文化財所有者のための防災対策マニュアル [防火・防犯対策編]』（平成 25 年 3 月）
- ・ 公益社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟『文化財保存・管理ハンドブック [三訂版] -建造物編-』（平成 25 年 1 月）
- ・ 公益社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟『文化財保存・管理ハンドブック [三訂版] -美術工芸品編-』（平成 25 年 1 月）
- ・ 文化庁文化財部『重要文化財（建造物）耐震診断指針』（平成 24 年 6 月）
- ・ 文化庁文化財保護部『文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引』（平成 9 年 6 月）
- ・ 動産文化財救出マニュアル編集委員会『動産文化財救出マニュアル 思い出の品から美術工芸品まで』（平成 24 年 7 月）
- ・ 徳島県教育委員会『文化財災害対応マニュアル』（平成 23 年 3 月）
- ・ 独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所 無形文化遺産部『第 11 回無形民俗文化財研究協議会報告書 無形文化遺産と防災 リスクマネジメントと復興サポート』（平成 29 年 3 月）
- ・ 三重県教育委員会『三重県文化財防災マニュアル』（平成 29 年 3 月）

(ホームページ)

- ・ 首相官邸ホームページ『災害に対するご家庭での備え～これだけは準備しておこう！～』（最終閲覧日：平成 30 年 3 月 30 日）
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/bousai/sonae.html>
- ・ 文化庁ホームページ『重要文化財（建造物）耐震診断指針』（最終閲覧日：平成 30 年 3 月 30 日）
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/taishin_shishin.html
- ・ 文化庁ホームページ『文化財のチェックリスト』（最終閲覧日：平成 30 年 3 月 30 日）
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/check_list.html

届出書 様式集

届出書様式 神奈川県指定文化財の滅失、毀損、亡失、盗難の届出
 県HPに掲載 (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f530432/>)

(用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

滅 失 等 届

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長殿

届出者 住 所
 氏 名

次のとおり神奈川県指定重要文化財（神奈川県指定有形民俗文化財、神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝、神奈川県指定天然記念物）を滅失した（毀損した、亡失した、盗み取られた）ので、届け出ます。

名 称 及 び 員 数			
所 在 の 場 所			
指 定 年 月 日	年	月	日
所 有 者	住 所		
	氏名又は名称		
滅失等の事実を知った年月日	年	月	日
滅失等の事実 が生じた日時 及び場所	日 時	年	月 日 時
	場 所		
滅失等の事実が生じた当時における管理の状況			
滅失等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度			
備 考			

届出書様式 神奈川県指定文化財の修理の届出
 県HPに掲載 (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f530432/>)

(用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

修 理 届

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長殿

届出者 住 所
 氏 名

次のとおり神奈川県指定重要文化財（神奈川県指定有形民俗文化財、神奈川県指定史跡、
 神奈川県指定名勝、神奈川県指定天然記念物）を修理したいので、届け出ます。

名 称 及 び 員 数		
所 在 の 場 所		
指 定 年 月 日		年 月 日
管理責任者	住 所	
	氏 名	
修理を必要とする事由		
修理の内容及び方法		
修理のために所在の場所を変更する場合	変更後の所在場所	
	修理終了後復すべき所在の場所及びその時期	
施 行 者	住 所	
	氏 名	
施 行 予 定 時 期		年 月 日から 年 月 日まで
備 考		

届出書様式 神奈川県指定文化財の保存に影響を及ぼす行為及び修理の終了の届出
県HPに掲載 (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f530432/>)

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

現 状 変 更 等 終 了 届

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長殿

届出者 住 所 (法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び)
氏 名 (代表者の氏名)

次のとおり神奈川県指定重要文化財（神奈川県指定有形民俗文化財、神奈川県指定史跡、
神奈川県指定名勝、神奈川県指定天然記念物）の現状変更（保存に影響を及ぼす行為、修理）
を終了したので、届け出ます。

名 称 及 び 員 数	
所 在 の 場 所	
指 定 年 月 日	年 月 日
現 状 変 更 等 の 内 容	
現状変更等の許可（届出）年月日	年 月 日
施 行 時 期	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

年 月 日

文化庁長官 殿

所有者 住所
氏名

重要文化財の（滅失、毀損、亡失、盗難）の届出

下記のとおり、重要文化財の（滅失、毀損、亡失、盗難）について、文化財保護法第33条及び国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第6条の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 滅失、毀損、亡失又は盗難の事実の生じた日時及び場所
- 8 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 9 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
- 10 滅失、毀損等の事実を知った日
- 11 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

届出書様式 国指定重要文化財の修理の届出

年 月 日

文化庁長官 殿

所有者 住所
氏名

重要文化財の修理の届出

下記のとおり、重要文化財の修理について、文化財保護法第43条の2及び国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第1条の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 国宝又は重要文化財の名称又は員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 修理を必要とする理由
- 8 修理の内容及び方法
- 9 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
- 10 修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 11 修理の着手及び終了の予定時期
- 12 修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 13 その他参考となるべき事項

届出書様式 国登録有形文化財（建造物）の滅失、毀損の届出

年 月 日

文化庁長官 殿

届出者 住所
氏名

登録有形文化財（建造物）〇〇〇〇の毀損について（届出）

文化財保護法第61条の規定により、下記のとおり届け出いたします。

記

- 1 登録有形文化財の名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 毀損等の事実の生じた日時及び場所
- 8 毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
- 9 毀損等の事実を知った日
- 10 その他参考となるべき事項
(毀損等の事実を知った後に執られた措置)

*滅失の場合は、「毀損」を「滅失」に替える

文化財被災状況記録票（建造物）

作成日： 年 月 日

作成者： _____

文化財	文化財の名称：	
	指定区分：国宝・国重文・国登録・県指定・市町村指定・その他（ ）	
所在		
所有者等	所有者名：	
	所有者住所：	連絡先：
	担当者名：	連絡先：
被災日時	年 月 日	午前・午後 時 分
被災内容	(例：地震による建物損壊、大雨による浸水等)	
被災の 程度	・ 滅失 (例：完全崩壊、建物がなくなる等)	被災箇所の略図
	・ 重度 (例：柱が大きく傾く、部分的に崩壊等)	
	・ 中破 (例：屋根が破損、部分的に破損等)	
	・ 軽微 (例：壁に破損が見られる等)	
応急措置	(例：破損部分をブルーシートで覆っている等)	
備考		

問合せ先：地元市町村(文化財担当)連絡先 電話番号：

文化財被災状況記録票（美術工芸品及び有形民俗文化財）

作成日： 年 月 日

作成者： _____

文化財	文化財の名称：	
	指定区分：国宝・国重文・国登録・県指定・市町村指定・その他（ ）	
	種類：絵画・彫刻・工芸品・書跡等・考古資料・歴史資料・有形民俗文化財	
所在	被災時の所在：	
所有者等	所有者名：	
	所有者住所：	連絡先：
	担当者名：	連絡先：
被災日時	年 月 日	午前・午後 時 分
被災内容	（例：地震による破損、大雨により泥水につかった等）	
被災の詳細	濡れた・燃えた・割れた・ 傷がついた・汚れた・転倒した・ 動いた・その他	被災箇所の略図
現在の保管場所		
応急措置	（例：〇〇へ移動し、仮保管している。）	
備考		

問合せ先：地元市町村(文化財担当)連絡先 電話番号：

文化財被災状況記録票（建造物）

作成日：〇年〇月〇日

作成者：〇〇〇〇

文化財	文化財の名称：〇〇家住宅	
	指定区分：国宝 国重文 ・国登録・県指定・市町村指定・その他（ ）	
所在	横浜市中区〇〇通〇-〇-〇	
所有者等	所有者名：〇〇〇〇	
	所有者住所：横浜市西区〇〇町〇-〇 -〇	連絡先：000-000-0000
	担当者名：〇〇〇〇	連絡先：000-0000-0000
被災日時	〇年〇月〇日 午前 ・午後 〇時 〇〇分 頃	
被災内容	<p>（例：地震による建物損壊、大雨による浸水等）</p> <p>地震による建物損壊。全体的に西に傾斜。茅葺き屋根が部分的に陥没。内壁の各所に亀裂。</p>	
被災の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滅失（例：完全崩壊、建物がなくなる等） 	
	<ul style="list-style-type: none"> 重度（例：柱が大きく傾く、部分的に崩壊等） 全体的に傾斜しているものの、地盤や軸となる部材の破損は見られず、修復可能と思われる。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中破（例：屋根が破損、部分的に破損等） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽微（例：壁に破損が見られる等） 	
<p style="text-align: center;">被災箇所の略図</p>		
応急措置	<p>（例：破損部分をブルーシートで覆っている等）</p> <p>余震が収束していないので、二次災害防止の観点から立入禁止としている。</p>	
備考	<p>応急危険度判定（〇月〇日）：要注意（黄）</p>	

問合せ先：地元市町村(文化財担当)連絡先 電話番号：

文化財被災状況記録票（美術工芸品及び有形民俗文化財）

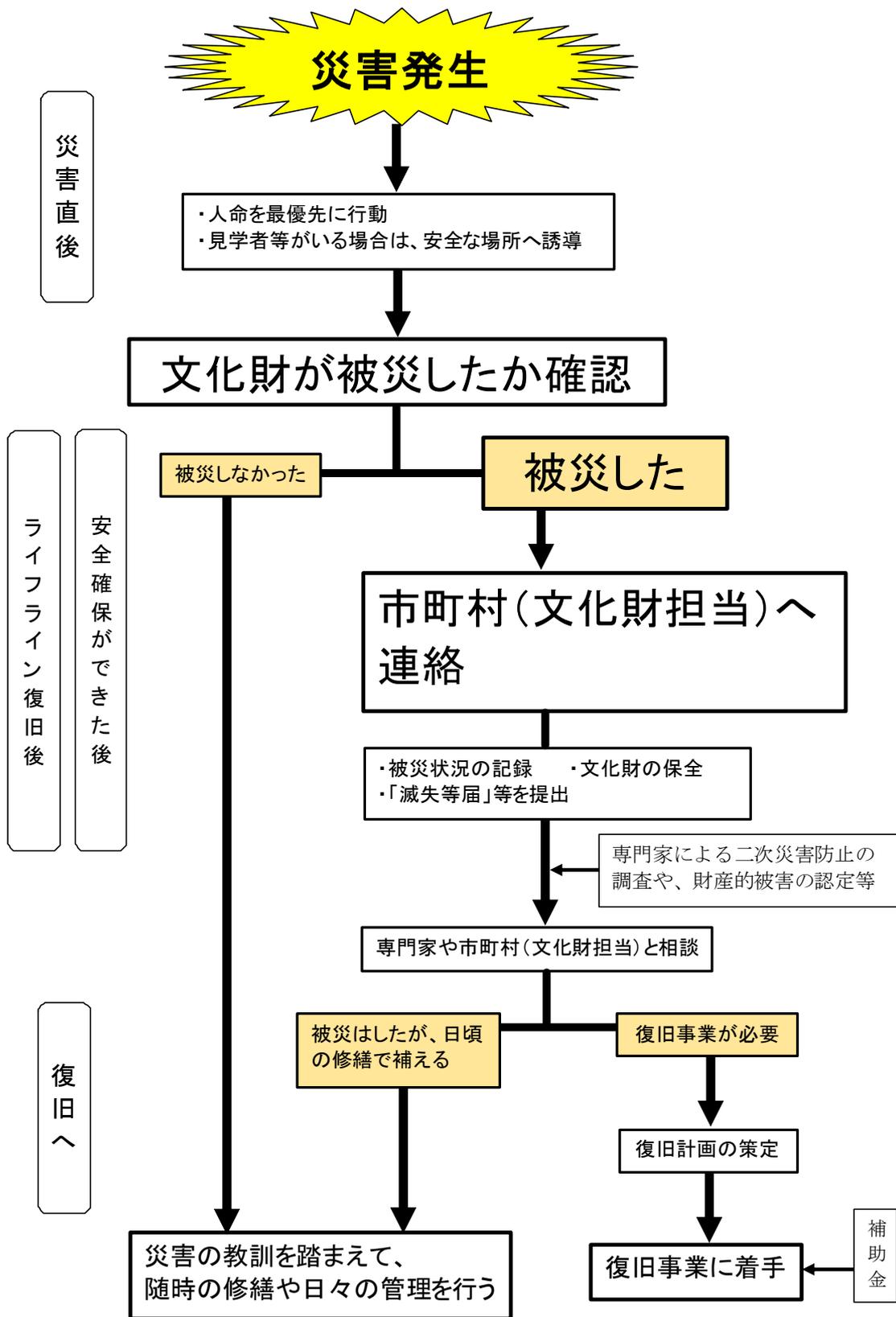
作成日：○年○月○日

作成者：○○○○

文化財	文化財の名称：木造 ○○像	
	指定区分：国宝・国重文・国登録 県指定 市町村指定・その他（ ）	
	種類：絵画 彫刻 ・工芸品・書跡等・考古資料・歴史資料・有形民俗文化財	
所在	被災時の所在：横浜市中区○○通○-○-○	
所有者等	所有者名：○○寺	
	所有者住所：横浜市西区○○町○-○ -○	連絡先：000-000-0000
	担当者名：○○○○	連絡先：000-0000-0000
被災日時	○年○月○日 午前・ 午後 ○時 ○○分 頃	
被災内容	(例：地震による破損、大雨により泥水につかった等) 地震による震動で部分的に破損。	
被災の詳細	濡れた・燃えた 割れた 傷がついた ・汚れた・転倒した・ 動いた・その他	被災箇所の略図
	揺れにより、錫杖を持っている右手部分が胴体から外れた。右手部分が外れた際、胴体部分に当たったようで胴体に傷がついた。また、錫杖は折れた。	
現在の保管場所	○○寺 講堂	
応急措置	(例：○○へ移動し、仮保管している。) 被災程度が低かった講堂へ運搬し仮保管している。余震による更なる破損を防ぐため、横にして置いている。	
備考		

問合せ先：地元市町村(文化財担当)連絡先 電話番号：

(参考) 災害が発生してから復旧までのイメージ図



〈備考〉
この図は、災害が発生してから復旧までのおおまかな流れをイメージしていただくために作成したものです。
実際に災害が発生した場合は、状況に必要な対応をしてください。

神奈川県文化財防災対策マニュアル

発行日 平成30年4月（令和4年3月一部改訂）

発行 横浜市中区日本大通1

編集 神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課
（電話 045-210-8359）